

男女別保険料率の禁止を巡る E U 保険業界の動向



保険研究部門 主席研究員 荻原 邦男

ogihara@nli-research.co.jp

1—はじめに

わが国はじめ多くの国では、男女の死亡率などの差を反映して男女別に保険料を設定することが多い。統計的数値に基づき、男女差を反映することがより公平な取扱いであると考えられてきた。しかし、E U 司法裁判所は、2011年3月、保険会社が性別により保険料率に差を設けることはE U 指令に違反するとの決定を行った。これを受けて、E U 各国は2012年12月21日以降の新規契約について男女同一料率としなければならない。この結果、従来に比べ、死亡保障商品では男性は有利に、年金などの貯蓄系商品では女性が有利になる。経緯と影響について述べたい。

2—経緯と反応

1 | 経緯

E U は指令 (2004/113 E C) において商品・サービスの提供における性差別を禁止している。ただし、性別が決定的なリスクファクターであることが、適切・正確な統計的データを用いて立証される限りにおいて、メンバー国は保険の男女別料率 (ないし男女別給付) の採用を認めることができる、との適用除外が設けられている。今回の事案は、ベルギーの消費者団体および2名の個人がベルギーで訴訟を起し、ベルギー司法が、上記適用除外の妥当性につき、E U 司法裁判所 (E C J) に判断を求めていたものである。E C J は、適用除外が本来2007年から5年間の経過措置であるにも拘わらず、恒久化する懸念があるとして、2012年から原則通り運用することを改めて求めた。E C J は、加盟国の裁判所の申請に応じて共同体法の要点の解釈や妥当性を排他的に判断することになっており、今回の判決が最終的なものである。各国はこれを受けて国内法の整備が求められる。

2 | 男女別保険料率を不適切とする理由

今回の判決 (本年3月) に先立つ昨年9月に、当該取扱いはE U 指令に抵触する旨の勧告が、E C J の担当法務官から示されていた。その根拠は次のようなものである。

- ①男女平等取扱いは重要な原則であり、厳格な基準で判断されなければならない。男女の取扱いに差をつけるに当たっては、生物科学により明確に立証できなければならない。
- ②死亡率に差が生ずるのは性別そのものではなく、これに様々なリスク要因が組み合わされた結果で

ある。むしろ、そうした他の要因のほうが重要なリスク要因である。つまり、各個人の置かれている経済および社会的条件、例えば、家族、社会的環境、食生活、刺激物・薬の摂取状況、余暇、スポーツの実施状況などである。こうした、さまざまな要因を単に性別とだけ結びつけることは適切な取扱いではなく、男女別料率は法的に認められない、とした。

3 | 関係者の反応

こうした保険料率の設定は保険数理の専門家（アクチュアリー）が行う。英国のアクチュアリー会は、問題が俎上に上った当初から「EUの男女同一料率への移行は、より大きな不公平をもたらすだろう」と警告してきた。「性別は明確に定義された区分であり、それぞれの性によって示される特性に付随するリスクを測定するのに有益であり、公平取扱いに貢献してきた。もし、女性の方が長生きするにも拘わらず男女同一料率の年金を提供すれば、男性は購入を手控えるかも知れない。これに伴い、保険会社は安全性をみて、男女の単純平均よりも高い料率を設定せざるを得ず、全体として消費者の負担を増す可能性がある」と指摘した。

保険業界も男女別料率の妥当性を主張してきた。例えばCEA（欧州保険協会）は、「不公平な差別にはもちろん反対であるが、客観的かつ適切な統計データに基づく保険の区分は法的に妥当なものとする」とした。また、「男女別料率を禁止することは消費者にとって弊害をもたらす。つまり、①消費者の需要に変化をもたらし、逆選択やモラルハザードへの懸念から、結局は現状より大きなリスクマージン（安全割増）を保険料に加えざるを得ないだろう、②保険料率の上昇が、場合によっては特定商品市場からの撤退を招くことになるかもしれない、③こうした取扱変更は追加的なコストをもたらす、結局は消費者に転嫁されることになるだろう」と指摘した。

3—今後の動向

そもそもリスク要因には様々なものがある。例えば、米国では人種ごとの死亡率に有意な差があることは知られているが、だからと言って人種別保険料率を採用することは、歴史的・社会的背景から受容されないだろう。男女差はこれと同列なのだろうか。結局のところ、認められるリスク要因の範囲の決定は、客観的な論理の問題にとどまらず、保険制度が置かれている社会・経済的環境の問題、文化にかかわる問題と言えるだろう。

今回の変更は、生命保険のみならず、自動車保険などの損害保険も対象となる。例えば若齢女性の自動車保険の保険料は相対的に上昇することになる。また、原則として既契約に遡るものではなく、2012年12月21日以降の新規契約に適用される。もし既契約を解約して再加入した方が有利となれば、そのような動きを誘発するだろう。私見であるが、単純に男女同一料率に移行するのではなく、健康状態に応じたリスク細分化の動きをより促進することも予想され、さまざまな影響をもたらすだろう。

ところで、EUは2013年1月から、ソルベンシー（支払能力）規制の改革を実施する予定である。入念な準備をしてきたにも拘わらず、金融危機の影響もあり、保険会社に与える影響が大きすぎるとして再考を促す動きが顕著となってきている。つまり、規制内容の修正、長期間にわたる経過措置などが検討されているのである。

こうしたなか、今回の男女別料率禁止の動きは、保険業界にとって歓迎せざる環境変化と言えようが、避けるわけにいかない。こうした動きはわが国に直ちに影響するものではなからうが、EU域外への波及も予想されるところであり、今後の動向から目が離せない。